

個人所得稅「新年開幕」特別連載その 4 – 賞与、株式報酬制度に関する優遇稅制の 踏襲、スムーズな新稅法実施のための 3 年間の移行期間設置

2018 年 12 月
第 39 号

摘要

新個人所得稅法では、そのスムーズな施行を確実にするために、現行個人所得稅に係る優遇政策を含む現行個人所得稅政策に対する全面整理を要求しています。今回の稅制改正において最も大きな変更の一つである、居住者個人の賃金給与・役務報酬、原稿料報酬、特許権使用料報酬の 4 項目を総合所得として暦年ベースによる稅額計算は、一部の賃金給与に係る稅収優遇政策の継続適用に対し影響を及ぼします。そのうち、旧稅法における年次賞与や株式報酬制度などの稅額計算に係る優遇政策がどのように改訂されるかについて、特に注目を集めています。そのほか、專項附加控除が新規追加された後、外国籍個人の免税補助優遇政策に係る移行や継続も注目されていました。

2018 年 12 月 27 日、財政部と國家稅務總局が共同で「個人所得稅法改正後における優遇政策の移行問題に関する通達」(財税[2018]164 号、以下「164 号通達」)を公布し、個人所得稅優遇政策の移行問題を明確にしました。

今回の「中国稅務/ビジネスニュースフラッシュ」において、新稅法施行後において、最も注目されているいくつかの個人所得稅優遇政策の処理及びその影響について簡潔に分析します。

詳細

年次賞与、株式報酬制度及び一部の一次性補償収入に 係る優遇政策

従来の分離課稅税制において、稅額の計算は個人が取得した所得を種類/項目ごとに分け、月/発生都度単位で行われます。従業員が一時的な賃金給与所得、特に複数の収入帰属期間を跨ぐ所得を取得する場合、当該正常賃金給与との合算による稅負担の大幅な

増額を避けるため、財稅機關は年次賞与、株式報酬制度、一部の一次性經濟補償金などにかかる稅額計算方法について一連の稅収優遇政策を策定していました。

上述した納稅者自身の利益に關わる稅収優遇政策について、164 号通達において基本的に現行の優遇稅額の計算方法を踏襲し、そのうちの一部の優遇政策については 3

年間の移行期間中は適用されることが明確にされました

年次賞与

居住者個人が取得した年次賞与は當年度の総合所得と合算することなく、単独で稅額を計算することができます。これは國稅發[2005]9 号(以下、「9 号通達」)の稅額計算方法を踏襲しています。

- 当該稅額計算方法に適用される賞与は引き続き



- 9号通達の関連規定を満たす必要があります。
- 年次賞与を12(か月)等分した後の金額を以て、
 - 月額に換算後の総合所得税率表に基づき適用される税率と速算控除額を確定して、単独で税額を計算します。
 - 2019年1月1日から2021年12月31日の間に取得した年次賞与に適用され、それ以降に取得したものは当年度の総合所得と合算されます。
 - 移行期間中においても、納税者は当年度の総合所得との合算を選択することができます。

例えば、2018年2月と2019年2月にそれぞれ同じ金額の年次賞与を取得した場合、新旧税法における単独計算の税負担状況の比較は添付資料1をご確認ください。

上記添付資料1の結果から確認できるように、年次賞与に係る税収優遇政策の踏襲及び新税法における総合所得税率表の税率構造への調整や税率段階の範囲拡大により、上記の事例における賞与が同額だった場合、2019年に単独計算される場合の税負担はいずれも低くなっています。ただし、3%から20%の3つの段階の範囲が顕著に拡大されており、税負担の減少幅が比較的大きいのは、依然として金額が比較的低く、適用される税率が比較的低い賞与となります。

同時に注意すべき点として、164号通達は居住者個人に対して年次賞与の当年度総合所得との合算或いは単独計算といった選択可能なオプションを提供しており、納税者は自身の当年度の総合所得及び控除可能な項目の具体的な状況に基づき合理的に判断する必要があります。賞与以外の総合所得が比較的少なく、当年度において控除可能な基本控除費用、専項控除、専項附加控除及びその他控除項目の金額が比較的大きい場合、税負担全体をより最適化する処理方法として賞与を総合所

得と合算することも選択肢の一つであると考えられます。

上場企業の株式報酬制度収入

164号通達の規定によると、居住者個人がストック・オプション、株式増殖権、制限付株式などの株式報酬(以下、「株式報酬」)を取得した場合、財税[2005]35号通達など一連の関連通達における優遇税額の計算方法に係る条件を満たすものは、当年度の総合所得と合算せず、基本的に35号通達などの現行税額計算法を踏襲します。

- 課税所得全額を総合所得税率表(年間税率表)に基づき、単独で税額を計算します。
- 2019年1月1日から2021年12月31日の間に取得した株式報酬については適用されます。それ以降の処理方法は、これから発表される政策で明確にされることを待ち望まれます。
- 一つの納税年度内に複数回の株式報酬を取得した場合、それらを合算した後上記方法により単独で税額を計算します。

35号通達の税額計算法と比べ、164号通達で示されている移行期間に適用される政策においては、株式報酬に係る収入は直接年間総合所得税率表に基づき単独で税額を計算し、12か月を超えない場合の実際解禁期間或いは条件成就期間での割り振りなどの要求は存在しておらず、当該種類の収入を取得する納税者によって直接的かつ有利な優遇措置です。

そのほか、164号通達では3年の移行期間終了後の株式報酬に係る税収政策については別途明確にされると記載されています。現在、中国では「双創(大衆創業 万衆創新:大衆による起業、民衆によるイノベーション)」や人材誘致の政策を奨励する中、今後、株式報酬の収入に対して引き続きどのような税収政策サポートを提供するかについては、注目すべきです。

労働関係の解除、早期退職、内部退

養早期退職休養に係る一次性補償収入

労働関係の解除、早期退職、内部退養などにより取得した一次性補償収入についても、164号通達では微調整した上で、基本的に旧規定を踏襲しています。

そのうち、労働関係の解消により取得した一次性補償収入については、所在地方における前年度の従業員平均給与の3倍以内の部分を個人所得税の免除対象とし、3倍を超えた部分に関しては、当年度の総合所得と合算せず、年間の総合所得税率表を用いて単独で税額を計算します。旧優遇税制における税額計算方法と比べ、164号通達では、12年間を超えない実際の勤務期間に基づいた按分などの要求は存在しません。

注意すべき点として、上記の一次性補償収入に係る優遇政策は直接的な政策調整であり、移行期間は設けられていません。

外国籍個人に関する免税補助手当政策が明確に

新税法公布後、一部の専項附加控除項目は外国籍個人が享受可能な現行免税優遇における一部の非現金補助手当項目と重複していることにより、外国籍個人への補助手当免税政策の継続的な有効性や専項附加控除政策への移行問題が注目されています。

164号通達では、3年間の移行期間中は外国籍居住者個人は規定に従い専項附加控除或いは現行の住宅手当、語学研修費、子女教育費などの補助手当免税優遇政策のいずれかを享受することができます。ただし並行して享受することはできません。

添付資料2は現在の164号通達及び以前の専項附加控除に関する意見募集稿の主旨を踏まえた解釈です。注意すべき点として、現段階において当該政策に対しいつか異なる理解が存在しており、またこれからの実施と手続きにおいて、外国籍居住者/非居住者個人の身分の確定や変更などに関わることにより、2つの政

策の選択や適用などに関する具体的な内容も比較的複雑であるため、企業が外国籍従業員の上記の関連問題を処理する際、特に注意されることをお勧めします。

そのほか、以下のポイントについても注意されることをお勧めします。

- 外国籍個人が専項附加控除を享受するためには中国において居住者である必要があります。
- 外国籍個人が専項附加控除或いは補助手当免税優遇政策のいずれかを選択した場合、一納税年度内において変更することはできません。
- 3 年の移行期間の後、2 つの政策において重複している項目、つまり住宅手当、語学研修費及び子女教育費は専項附加控除のみを享受することができます。同時に一時帰国費用、引越費用及び食事やクリーニング手当などのその他の現行外国籍個人の補助免税項目に関する継続施行についても注目する必要があります。

前述した様々な分野で注目されている優遇政策を添付資料 3 にまとめました。

その他の優遇政策

上記の税収優遇政策の移行関連事項のほか、164 号通達では以下の収入に係る優遇政策への移行を明確にしました。

- 中央国有企业責任者の年度業績賞与と奨励
- 保険販売員、株式仲買人のコミッション収入
- 個人の受け取る企業年金、職業年金
- 企業の従業員に対する特別価格での住宅販売

同時に、164 号通達では、当該通達に言及された事項以外の、その他の現行個人所得税の優遇政策は元の通達の規定が継続適用されると明示しています。

留意点

164 号通達は全体として現在有効な個人所得税に係る優遇政策を踏襲し、かつ新税法の改定に基づきいくつかの優遇政策に対して相応の調整と改定を行いました。そのうち、年次賞与、上場企業の株式報酬などに対して、単独での税額計算という経過的な政策を設けて、一部の納税者が税制改正により却って税負担が増加する状況を回避し、企業の通常の給与体系への影響を減らして、より多くの納税者が関連政策による優遇政策を享受することができ、かつ新旧税法の有効な移行や個人所得税改革のスムーズな実現を図ろうとしています。外国籍個人に対する現行の手当補助優遇政策と新税法における専項附加控除政策への移行アレンジについても、外国籍人材を引き留めるための朗報とも言えます。

ただし、164 号通達を適用する際、依然としていくつかのポイントについて留意することをお勧めします。

- 164 号通達の規定によると、年次賞与や上場企業の株式報酬の税額計算政策は居住者個人のみに適用されます。非居住者個人が上記収入を取得した場合の処理についてはこれから発表される特定の通達で明確にされると予測されています。
- 年次賞与に係る政策の移行期間中は、納税者は自身の状況に基づき判断し、総合所得と合算するか或いは単独計算するかを決める必要があります。源泉徴収義務者は通常個人所得税の源泉徴収申告期間において、納税者が取得した賞与をその他の賃金給与収入と分離して単独で計算するため、納税者が確定申告を通じて総合所得との合算を行う場合、必ず翌年の 6 月 30 日までに確定申告を完成させ、税金還付を行う必要があります。

それと同時に、企業及び従業員はこれらの政策調整が従業員全体の給与及び特別なケースに対する税負担の影響について評価し、最適化された対応策を求める必要があります。そのほか、移行期間中に適用される各政策については、引き続き注目し適時に対応して、必要に応じて専門家のアドバイスやをサポートを求めるをお勧めします。

添付資料 1:新旧税法における年次賞与の単独計算による税負担の比較事例

年次賞与 (人民元)	2018年2月			2019年2月			税負担の 変化 (%)
	適用税率	速算控除額	個人所得税 (人民元)	適用税率	速算控除額	個人所得税 (人民元)	
36,000	10%	105	3,495	3%	0	1,080	(69%)
144,000	25%	1,005	34,995	10%	210	14,190	(59%)
300,000	25%	1,005	73,995	20%	1,410	58,590	(21%)
420,000	25%	1,005	103,995	25%	2,660	102,340	(1.6%)
660,000	30%	2,755	195,245	30%	4,410	193,590	(0.8%)
960,000	35%	5,505	330,495	35%	7,160	328,840	(0.5%)
1,000,000	45%	13,505	436,495	45%	15,160	434,840	(0.4%)

添付資料 2:外国籍個人に対する免税補助政策

外国籍個人免税補助手当外 籍個項目	専項附加控除項目	2019年～2021年	2022年から
子女教育費	子女教育		
住宅手当	住宅ローン利息或いは住宅家 賃	条件を満たす場合 二者択一	免税政策は適用できない。居住者 個人は法規に基づき専項附加控除 を享受
語学研修費	継続教育		
一時帰国費用	重病医療		
引越費用	老人扶養		
食事/クリーニング手当			

添付資料 3:一部税収優遇政策への移行アレンジ

	新税法施行後の処理	移行期間のアレンジ	その他の要点
年次賞与	単独税額計算或いは総合所得との合算を選択可	2019 ~ 2021 年間総合所得と合算して税額を計算	単独での税額計算時においては、12等分した後月単位で総合所得税率表を用いて税額計算する
上場企業の株式報酬	単独税額計算	2019 ~ 2021 未確定	年間総合所得税率表に基づき税額計算する
労働関係の解除による一次性経済補償	単独税額計算	政策が調整され、移行期間はない	課税部分の全額は年間総合所得税率表に基づき税額計算する
外国籍個人手当補助免税政策と専項附加控除	二者択一、重複して享受することはできない	2019 ~ 2021 3つの重複している項目については、専項附加控除のみを享受でき、免税優遇は適用されない	移行期間内においては二者択一。当年度内での変更は不可

お問い合わせ

今回のニュースフラッシュ掲載内容に関するお問い合わせは、サービスチームまでお気軽にご連絡ください。

PwC 個人所得税サービスチーム

華中地域

朱錦華
パートナー
+86 (21) 2323 5509
jacky.chu@cn.pwc.com

華北地域

楊治中
パートナー
+86 (10) 6533 2812
edmund.yang@cn.pwc.com

華南地域

林灿燊
パートナー
+852 2289 5528
+86 (20) 3819 6308
louis.cs.lam@hk.pwc.com



全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



- ・安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- ・“税界”网页版链接: <https://taxnews.pwchk.com>。



本稿では、中国または中国大陸は中華人民共和国を指しますが、香港特別行政区、マカオ特別行政区、及び台湾はこれに含まれません。

本稿は一般事項に関する記述であり、関連する全ての事項について完全に網羅しているわけではありません。法律の適否とその影響は、具体的・個別な状況により大きく異なります。本稿の内容に関連して実際に具体的な対応をとられる前に、PwC クライアントサービスチームに御社の状況に応じたアドバイスをお求めになりますようお願い申し上げます。本稿の内容は 2018 年 9 月 27 日現在の情報にもとづき編集されたものであり、その時点の関連法規に準じています。

本稿は中国及び香港の **PwC ナショナル・タックス・ポリシー・サービス**により作成されたものです。当チームは専門家により構成されるプロフェッショナル集団であり、現行または検討中の中国、香港、シンガポール及び台湾の税制およびその他ビジネスに影響する政策を随時フォローアップし、分析・研究に専念しています。当チームは良質のプロフェッショナルサービスを提供することで PwC の専門家をサポートし、また思考的リーダーシップを堅持し、関連税務機関、その他政府機関、研究機関、ビジネス団体、及び専門家、並びに PwC に関心をお持ちの方々とノウハウを共有いたします。

お問い合わせは、以下の担当パートナーまでお気軽にご連絡ください。

梅杞成
TEL: +86 (10) 6533 3028
matthew.mui@cn.pwc.com

既存または新たに発生する問題に対する実務に即した見識とソリューションは、中国のウェブサイト <http://www.pwchk.com>

または香港のウェブサイト <http://www.pwchk.com> にてご覧いただけます。

个税“辞旧迎新”系列之四 - 平移奖金、股权激励优惠政策，平稳过渡三年助力新税法落地

二零一八年十二月
第三十九期

摘要

新个人所得税法要求对原有个税政策的全面梳理，包括现行的个税优惠政策，以保证新税法的顺利实施。作为此次税改最大的变化之一，居民个人的工资薪金、劳务报酬、稿酬和特许权使用费 4 项所得作为综合所得合并按年计税，对部分工资薪金相关的税收优惠政策的继续适用带来影响，其中，旧税法下全年一次性奖金、股权激励等优惠计税方法何去何从，尤为大家关心。此外，新增专项附加扣除后，外籍个人免税补贴优惠政策的衔接与延续也备受关注。

2018 年 12 月 27 日，财政部、国家税务总局联合发布了《关于个人所得税法修改后有关优惠政策衔接问题的通知》（财税〔2018〕164 号，以下简称“164 号文”），对个税优惠政策衔接问题进行了明确。

在本期《中国税务/商务新知》中，我们将简要分析新税法实施后，最为广泛关注的若干个税优惠政策的处理及其影响。

详细内容

全年一次性奖金、股权激励及部分一次性补偿收入的优惠政策

在原有的分类所得税制下，个人取得的所得分类分项、按月按次进行计税。为避免员工取得的某些一次性工资薪金性质所得，特别是跨多个收入所属期的所得，因合并当月正常工资薪金计税造成税负大幅增加，财税机关就全年一次性奖金、股权激励、部分一次性经济补偿金等的计税方法制定了一系列税收优惠政策。

对于上述关系纳税人切身利益的几项税收优惠政策，164 号文基本平移了现行的优惠计税方法，其中部分优惠政策在 3 年的过渡期内适用。

全年一次性奖金

居民个人取得的全年一次性奖金可以不计入当年综合所得，平移国税发〔2005〕9 号（以下简称“9 号文”）计税方法，单独计税。

- 适用该计税方法的奖金仍需符合 9 号文的相关规定；
- 以全年一次性奖金收入除以 12 个月得到的数额，根据按月换算后的综合

所得税率表，确定适用税率和速算扣除数，单独计税；

- 适用于 2019 年 1 月 1 日至 2021 年 12 月 31 日期间取得的全年一次性奖金，之后并入当年综合所得计税；
- 过渡期内，纳税人也可以选择并入当年综合所得计税。

假设员工在 2018 年 2 月和 2019 年 2 月分别取得同样金额的全年一次性奖金，按照新旧税法下单独计算个税的税负情况可以通过附表一进行比较。

可以看出，由于全年一次性奖金税收优惠政策的平移以及新税法下综合所得税率表税率结构的调整及税率级距的扩大，上例中相同数额的奖金在 2019 年单独计税情况下税负均有所降低。但是，由于 3% 到 20% 三档较低税率级距显著扩大，税负减幅较大的，仍然是数额相对较低，适用较低档税率的奖金。

同时需要注意的是，164 号文为居民个人提供了全年一次性奖金并入或不并入当年综合所得计税的选择，纳税人应当根据自己当年综合所得以及可扣除项目的具体情况进行合理判断，如果除了奖金之外的综合所得较少，而当年可以扣除的基本减除费用、专项扣除、专项附加扣除及其他扣除项目金额较大，选择奖金并入综合所得计税也可能是整体税负更加优化的处理方法。

上市公司股权激励收入

按照 164 号文规定，居民个人取得股票期权、股票增值权、限制性股票、股权奖励等股权激励（以下简称“股权激励”），符合财税〔2005〕35 号文等一系列相关文件优惠计税方法的，不并入当年综合所得，基本平移了 35 号文等原有计税方法。

- 应税收入全额适用综合所得税率表（年税率表），单独计税；
- 适用于 2019 年 1 月 1 日至 2021 年 12 月 31 日期间取得的股权激励收入，之后的政策待明确；
- 一个纳税年度内取得多次股权激励的，合并后按上述方法单独计税。

与 35 号文的计税方法相比，164 号文提供的过渡期政策中，股权激励收入直接按照年综合所得税率表单独计税，并未有根据不超过 12 个月的实际解禁或归属期间摊分等要求，对于取得这类收入的纳税人来说是更加直接和有利的优惠处理方法。

此外，164 号文提出 3 年过渡期后股权激励的税收政策将另行明确。根据当前国家鼓励双创、吸引人才的政策，未来如何对股权激励收入

继续提供相应的税收政策支持，也是值得期待的。

解除劳动关系、提前退休、内部退养的一次性补偿收入

针对因解除劳动关系、提前退休、内部退养等取得的一次性补偿收入，164 号文也略作调整，基本平移。

其中，因解除劳动关系取得的一次性补偿收入，在当地上年职工平均工资 3 倍数额以内的部分继续免征个人所得税；超过 3 倍数额的部分，不并入当年综合所得，适用年综合所得税率表单独计税。与原有优惠计税方法相比，164 号文并未有根据不超过 12 年的实际工作期间摊分等要求。

需要注意的是，针对上述一次性补偿收入的优惠政策是直接的政策调整，没有过渡期。

外籍个人有关免税津补贴政策明确

新税法出台后，部分专项附加扣除项目与现行外籍个人可以享受免税优惠的部分非现金津补贴项目重合，引发了对外籍个人津补贴免税优惠政策后续有效执行以及与专项附加扣除政策衔接的关注。

164 号文规定，在 3 年过渡期内，外籍居民个人可以选择依规享受专项附加扣除或者现行的住房补贴、语言训练费、子女教育费等津贴免税优惠政策，但不得同时享受。

附表二是目前结合 164 号文以及此前专项附加扣除相关征求意见稿的精神进行的解读。需要注意的是，现阶段对于这一政策尚有一些不同理解，而且在未来实施和操作过程中，由于涉及外籍的居民/非居民个人身份确定及变更等，两种政策的选择及适用等具体细节也将比较复杂，因此企业在实际处理外籍员工上述相关问题时，需要特别留意。

此外，以下几点也需注意：

- 外籍个人需为居民个人才能享受专项附加扣除；
- 外籍个人一经选择享受专项附加扣除或免税津补贴优惠政策，在一个纳税年度内不得变更；

- 3 年过渡期后，两类政策中重复的项目，即住房补贴、语言训练费和子女教育费，只能依规享受专项附加扣除。同时，关于其他现行外籍个人免税津补贴项目例如探亲费、搬迁费及伙食洗衣费补贴的延续执行值得继续关注。

我们将前述几项最令各界关注的优惠政策衔接安排总结在附表三中。

其他相关优惠政策

除了上述税收优惠政策衔接有关事项外，164 号文还对与以下收入有关的优惠政策的衔接进行了明确：

- 央企负责人年度绩效薪金及奖励
- 保险营销员、证券经纪人佣金收入
- 个人领取企业年金、职业年金
- 单位低价向职工售房

164 号文同时明确，除了该文件中涉及的事项，其他现行个税优惠政策均按照原文件规定继续执行。

注意要点

164 号文总体上对上述现行有效的个税税收优惠政策进行了平移，并根据新税法的修改情况对几项优惠政策作了相应调整和修改。其中，对于全年一次性奖金、上市公司股权激励收入等提供的单独计税过渡政策，可以避免部分纳税人因税改可能出现的税负不降反升的情况，减小对企业正常薪酬安排的影响，让尽可能多的纳税人享受相关政策带来的红利，有利于新旧税法的有效衔接和个税改革的平稳落地。对于外籍个人现行津补贴免税优惠政策与新税法专项附加扣除政策的衔接安排，对于留住境外人才也是利好消息。

但是，在适用 164 号文的时候仍有一些要点需要注意：

- 164 号文针对全年一次性奖金和上市公司股权激励收入的计税政策仅适用于居民个人。对于非居民个人取得的上述收入的

计税方法预期将有专门文件进行明确。

- 全年一次性奖金政策过渡期间，纳税人应根据自身情况进行评估确定是否应将其并入综合所得或是选择单独计算。考虑到扣缴义务人通常会在个税预扣

缴申报期间将纳税人取得的全年一次性奖金与其他工资薪金收入分开并单独计税，纳税人如需要通过汇算清缴选择将其并入综合所得计税的，应在次年 6 月 30 日前完成汇算清缴申报，确保及时取得退税。

与此同时，企业和员工需要进一步评估这些政策调整对于员工整体薪酬和具体个案的税负影响，寻求优化方案。此外，对于有过渡期安排的政策，也应持续关注并适时进行应对，在必要时寻求专业人士的建议和帮助。

附表一：全年一次性奖金新旧税法下单独计税的税负比较示例

全年一次性奖金 (元)	2018 年 2 月			2019 年 2 月			税负变化 (%)
	适用税率	速算扣除数	个人所得税 (元)	适用税率	速算扣除数	个人所得税 (元)	
36,000	10%	105	3,495	3%	0	1,080	(69%)
144,000	25%	1,005	34,995	10%	210	14,190	(59%)
300,000	25%	1,005	73,995	20%	1,410	58,590	(21%)
420,000	25%	1,005	103,995	25%	2,660	102,340	(1.6%)
660,000	30%	2,755	195,245	30%	4,410	193,590	(0.8%)
960,000	35%	5,505	330,495	35%	7,160	328,840	(0.5%)
1,000,000	45%	13,505	436,495	45%	15,160	434,840	(0.4%)

附表二：外籍个人免税津补贴政策

外籍个人免税津补贴项目	专项附加扣除项目	2019 年 – 2021 年	2022 年起
子女教育费	子女教育	符合条件 二者选一	不适用免税政策，居民个人依规享受专项附加扣除
住房补贴	住房贷款利息或住房租金		
语言培训费	继续教育		
探亲费	大病医疗	依规享受	
搬迁费	赡养老人		
伙食补贴/洗衣费			

附表三：部分税收优惠政策衔接安排

	新税法实施后的处理	过渡期安排	其他要点
全年一次性奖金	可以选择单独计税；或者并入年综合所得	2019 – 2021； 此后并入年综合所得计税	单独计税时，除 12 月后按月度综合所得税率表计税
上市公司股权激励	单独计税	2019 – 2021； 此后税收政策待明确	全额按年度综合所得税率表计税
解除劳动关系的一次性经济补偿	单独计税	政策调整，无过渡期	应税部分全额按年度综合所得税率表计税
外籍个人津补贴免税政策与专项附加扣除	二者选一，不重复享受	2019 – 2021； 此后三项重复项目仅可以进行专项附加扣除，不再享受免税优惠	过渡期内，二者选一，当年期间不得变更

与我们谈谈

关于上述事宜，我们非常乐意与企业进行进一步的深入探讨。如您就相关事宜或企业应对有疑问，敬请联系我们的专业团队。

普华永道个人所得税服务团队

华中地区

朱锦华

+86 (21) 2323 5509

jacky.chu@cn.pwc.com

华北地区

杨治中

+86 (10) 6533 2812

edmund.yang@cn.pwc.com

华南地区

林燦燊

+852 2289 5528

+86 (20) 3819 6308

louis.cs.lam@hk.pwc.com



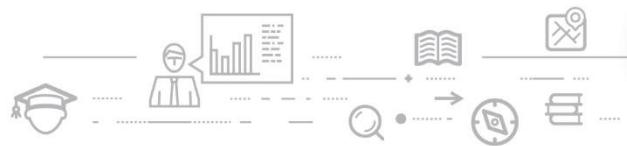
全维度中国税务资讯平台“税界”2.0全新上线： 不止于随身知识导航，更是你的专属税务智囊



苹果手机下载
(iOS 10以上)



安卓手机下载
(Android 6.0以上)



- 安卓手机也可在腾讯应用宝中搜索“税界”进行下载。
- “税界”网页版链接：<https://taxnews.pwchk.com>。



文中所称的中国是指中华人民共和国，但不包括香港特别行政区、澳门特别行政区和台湾地区。

本刊物中的信息仅供一般参考之用，而不可视为详尽的说明。相关法律的适用和影响可能因个案所涉的具体事实而有所不同。在有所举措前，请确保向您的普华永道客户服务团队或其他税务顾问获取针对您具体情况的专业意见。本刊物中的内容是根据当日有效的法律及可获得的资料于 2018 年 12 月 29 日编制而成的。

这份中国税务/商务新知由普华永道中国税收政策服务编制。**普华永道中国税收政策服务**是由富经验的税务专家所组成的团队。团队致力搜集、研究并分析中国、香港和新加坡现有和演变中的税务及相关商务政策，目的是协助普华永道税务部专业人员提供更优质的服务，并通过与有关的税务和其它政策机关、学院、工商业界、专业团体、及对我们的专业知识感兴趣的人士分享交流，以保持我们在税务专业知识领域的领导地位。

如欲了解更多信息请联系：

梅杞成

电话: +86 (10) 6533 3028

matthew.mui@cn.pwc.com

有关最新商业问题的解决方案，欢迎浏览普华永道 / 罗兵咸永道之网页：<http://www.pwccn.com> 或 <http://www.pwchk.com>